

Ⅱ 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha
備考

区分	面積
筑後・矢部	61,924.24
	35,716.92
大牟田市	1,596.85
柳川市	—
八女市	30,722.96
筑後市	—
大川市	—
みやま市	2,062.38
大木町	—
広川町	1,334.73
	26,207.32
久留米市	3,379.97
小郡市	95.39
うきは市	5,878.28
朝倉市	11,827.25

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が
り、水を蓄える隙間に富んだ浸
森林土壌を有する森林であって
を促進する施設等が整備されて

② 山地災害防止機能
／土壌保全機能

下層植生が生育するための空
な光が射し込み、下層植生とと
広く発達し土壌を保持する能力
て、必要に応じて山地災害を防
いる森林。

③ 快適環境形成機能

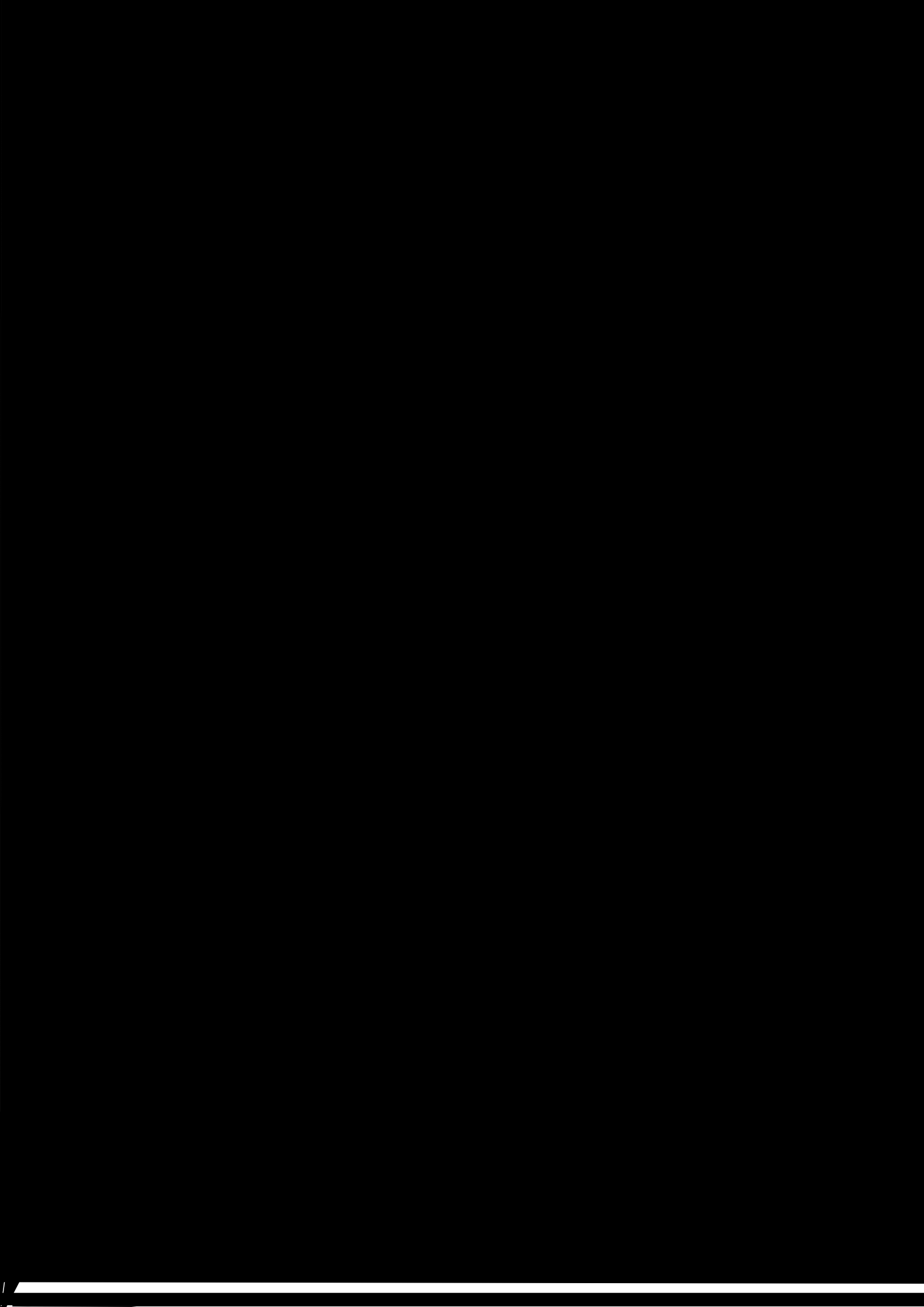
樹高が高く枝葉が多く茂って

④ 保健・レクリエー
ション機能

⑤ 文化機能

⑥ 生物多様性保全
機能

⑦ 木材等生産機能



や地域住民のニーズ等に応じ広葉樹の

単位 面積：ha 蓄積：m3/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	47,755	47,517
	育成複層林	383	675
	天然生林	8,467	8,445
森林蓄積 m3/ha		338	424

ア 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為^{註1}により成立させ維持される森林。

イ 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層^{註2}を構成する森林として人為^{註1}により成立させ維持される森林。

ウ 天然生林

主として、天然

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の立木竹の伐採に当たっては、第2-1-(1)森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2)森林の整備及び保全の基本方針により実施する。

なお、立木伐採の方法、立木の標準伐期齢及びその他必要な事項は、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採により行うもの

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、市町村内の主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

基準

単位：年

地 区	樹 種							
	スギ	ヒノキ	マツ	スラッシュマツ テーダマツ	その他針	クヌギ	ザツ その他広	アカゾノ類
筑後・矢部川 森林計画区	35	40	30	20	30	10	15	8

(3) その他必要な事項

ア 主伐時期の目安

利用期に達した人工林は、森林の世代サイクルを回復させるため、下記を目安及び各林分の成長量や生産目標等を勘案したうえで計画的に主伐を推進することとする。

県の標準的施業モデルによる試算では、一般材生産の場合、スギは概ね55年生以上の主伐で、ヒノキでは概ね50年生以上の主伐で利益が出ることから、この林齢を主伐時期の目安として定めるものとする。

目安

樹種	林齢	生産目標	期待胸高直径 (cm)	期待樹高 (m)
スギ	55年生	一般材生産	31	23
ヒノキ	50年生	一般材生産	22～25	17

※標準的な成長量及び立地での、標準的施業モデルによる試算での目安。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

森林所有者等の行う人工造林に当たっては、第2-1-(1) 森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2) 森林の整備及び保全の基本方針により実施することとする。

造林樹種、造林の方法、人工造林をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種を定めるに当たっては、適地適木を旨として、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、以下の表の樹種を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

また、多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意する。なお、風致の維持や特定の動物の採餌などのため、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。また、そのような樹種を植栽すべき区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用することを明らかにした上で樹種を定めるものとする。

表：標準的な人工造林の対象樹種

樹 種 名
スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、ケヤキ等広葉樹

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の適確な更新を図ることを旨として、立地条件、既往の造林方法等を勘案して定めるものとし、人工造林については標準的な植栽本数を定めるものとする。この場合、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとし、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意する。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合にはそれを踏まえつつ、「人工造林の植栽本数」に定めた植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を市町村森林整備計画に記載するものとする。なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な植栽本数を決定すべき旨を市町村整備計画に記載するとともに、そ

のような植栽本数を適応すべき区域が特定できる場合には、当該区域を記載するものとする。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数を勘案して定めるものとする。

樹種	植栽本数
スギ	1,500～3,000本/ha
ヒノキ	1,500～3,500本/ha
クスギ等	3,000本/ha程度

② 人工造林の標準的な方法の指針

(7) 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することや、林地の保全に配慮するものとする。具体的には、造林予定地内の雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理するなど造林地等の傾斜等を考慮して適宜行うこととする。

なお、造林コストの縮減にもつながることから、主伐と造林の一体的な計画を進め、主伐作業と一体的な地拵えを積極的に実施するものとする。

(4) 植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けるものとする。具体的には、植栽時期は、苗木の成長開始の直前を目安として、2月～4月の間に行うこととするが、乾燥等気象条件を十分に考慮すること。また、苗木の根が充分入る程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するよう適度に踏み固めて、ていねいに植栽することとする。

ウ 伐採跡地の人工造林すべき期間に関する指針

① 森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、皆伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2年以内に更新するものとする。

択伐による伐採跡地で人工造林による更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

② 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うこととする。

天然更新対象樹種、天然更新の方法、天然更新をすべき期間については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、適地適木を主として、立地条件、周辺環境等を勘案し、針葉樹、ブナ科、ニレ科等の広葉樹及び先駆性樹種のうち中高木性の樹種であって、将来の森林の林冠を構成するもの、又は、遷移過程において中高木になりうる樹種とし、「福岡県天然更新完了判断基準」で定める樹種とするものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新に当たって、天然下種更新による場合は、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、芽かき又は植え込みを行うこととする。

① 天然更新樹種の生育し得る期待成立本数及び更新すべき本数

期待成立本数（本/ha）	更新すべき本数（本/ha）
10,000本	3,000本

② 天然更新の標準的な方法

(ア) 天然下種更新

(a) 地表処理

地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理などの作業を行うこととする。

(b) 刈出し

刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(c) 植込み

植込みは、天然更新の不十分な箇所について行う。

なお、植込み樹種は林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、既往の成林状況、地域における経済的条件等を勘案するとともに、上層木

の密度と樹種の耐陰性を考慮し、適切なものを選定するものとする。

また、植込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定するものとする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は苗木の植込みを行うこととする。

③ 天然更新の完了を確認する方法

天然更新の完了確認については、伐採後、5年を超えない期間を経過した時点で、「福岡県天然更新完了判断基準」を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植込み等の作業を行って更新の確保を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地については、森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に更新するものとする。

なお、5年後において適確な更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽により更新するものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定めるものとする。

○植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の条件

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新は困難
シカの生息密度が31頭/km ² 以上の地域（P163参照）にある森林で、シカ防護柵設置等の適切な防除を行わない場合
下層植生が少なく表土が流亡した森林
病虫害の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による方法では、適確な更新が確保できない森林

なお、以下の場合には、植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、現地状況を勘案し、必要であれば市町村森林整備計画において記載するものとする。

○植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある。
隣接広葉樹からの距離が100m以上ある森林
林齢40年生未満の森林
放置竹林と隣接する森林

(4) その他必要な事項

ア 天然更新を行う場合における森林作業路の設置についての留意点

森林作業路での重機による踏み固めや表面浸食は、種子の発芽を妨げるほか、種子そのものの流出をもたらすため、天然更新を行う場合には、作業路網の配置や密度に十分に配慮するものとする。

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に当たっては、第2-1-(1) 森林の整備及び保全の目標並びに第2-1-(2) 森林の整備及び保全の基本方針を踏まえて実施することとする。なお、間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法については、次の指針を標準として市町村森林整備計画において定め

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類を原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。

保育の標準的な方法

保育の種類	実施林齢・回数															備考	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						1～10年生の間に各1回	
つる切り																2回	5～15年生の間に2回
除伐																1回	5～15年生の間に1回

① 下刈り

下刈りは、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行うこととする。

また、下刈りの終期は、目的樹種の成育状況、植生の種類及び植生高等を総合的に判断して定めるものとする。

スギ及びヒノキ林分の下刈りについては、6月から8月の間に全刈りを標準として行うが、必要に応じて9月までの間に2回目を行うこととする。

なお、クヌギ林分の下刈りは、スギ及びヒノキ林分の時期より早めに行うのが望ましい。

② つる切り

つる切りは、除伐期に併せて行うとともに、つる類の繁茂状況に応じ適時適切に行うこととする。

③ 除伐

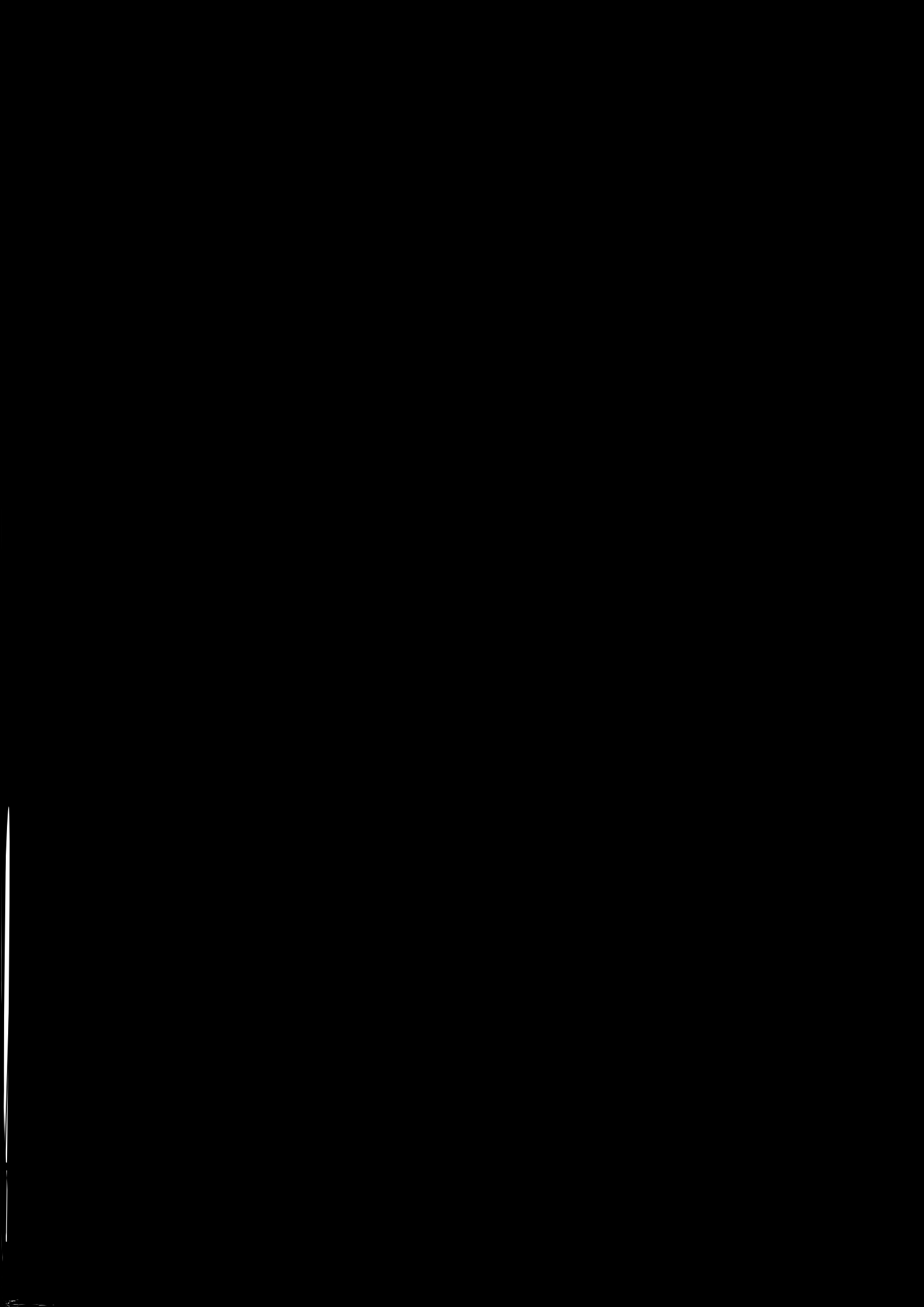
除伐は、目的樹種の成育が阻害されている箇所及び阻害される恐れのある箇所を対象に実施することとし、この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに、目的外樹種であっても有用なものは残し、育成することとする。

除伐は、おおむね5年生から15年生の間に1回目の除伐を行い、必要があれば2～3年を隔てて2回目を行うこととする。

なお、侵入竹等により造林木の生育が阻害されている箇所については、適宜、除伐を行うこととする。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

間伐などの手入れが長期間行われずに荒廃した森林については、適正な整備の実施に努めるものとする。



(4) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

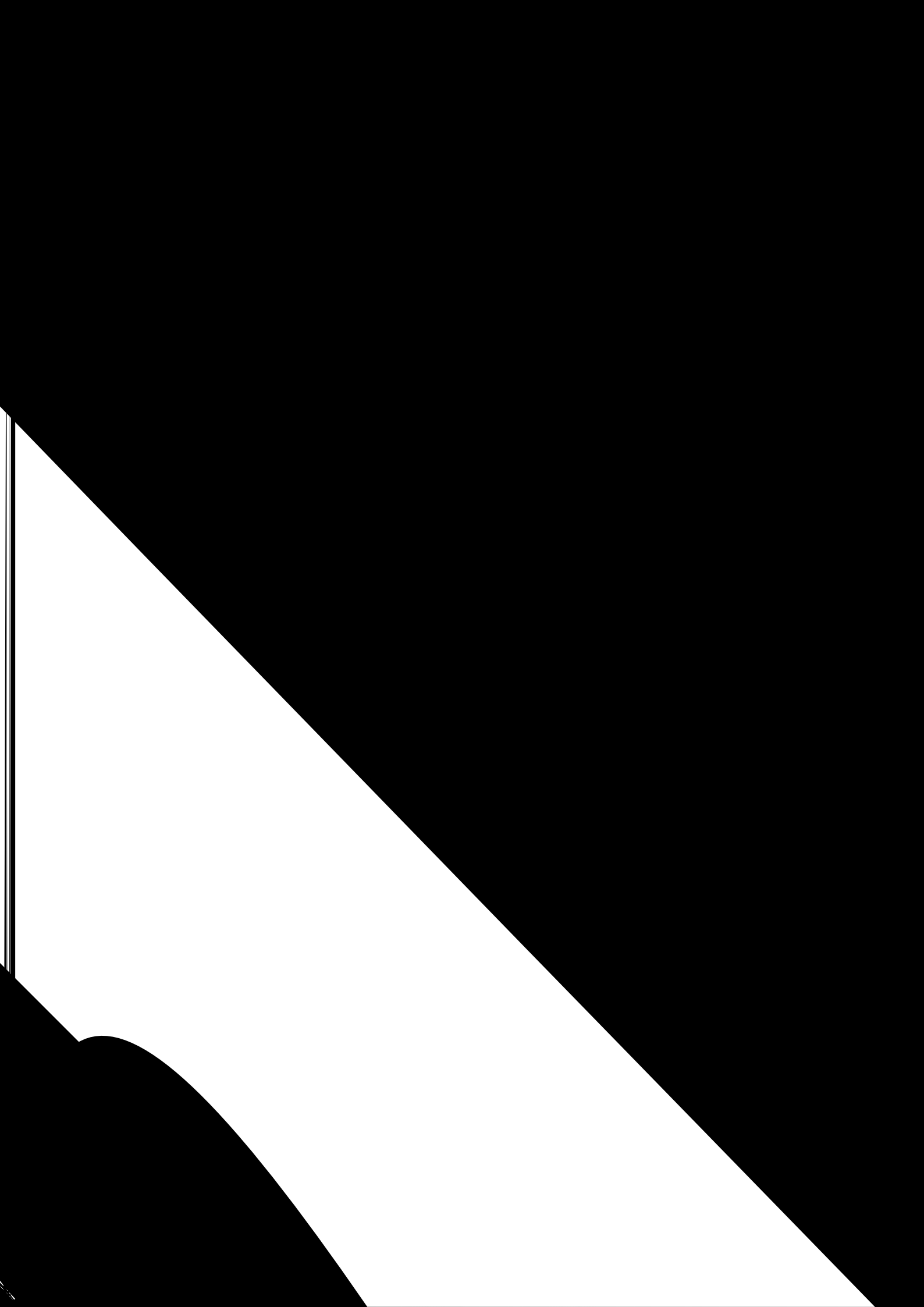
【快適環境形成機能維持増進森林】

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防火保安林の法令により森林施業の制限が設けられている森林、地域住民の日常に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の森林

機能の高度発揮を図るための森林施業の方法として、下記に定
まらば、択伐等による複層林施業を基本とする。
また、伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても各機能
を確保するため、下記に定める指針に基づき、長伐期施業を行うこ
ととし、皆伐に

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的
林道の開設については、傾斜等の自然条件



6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その

(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

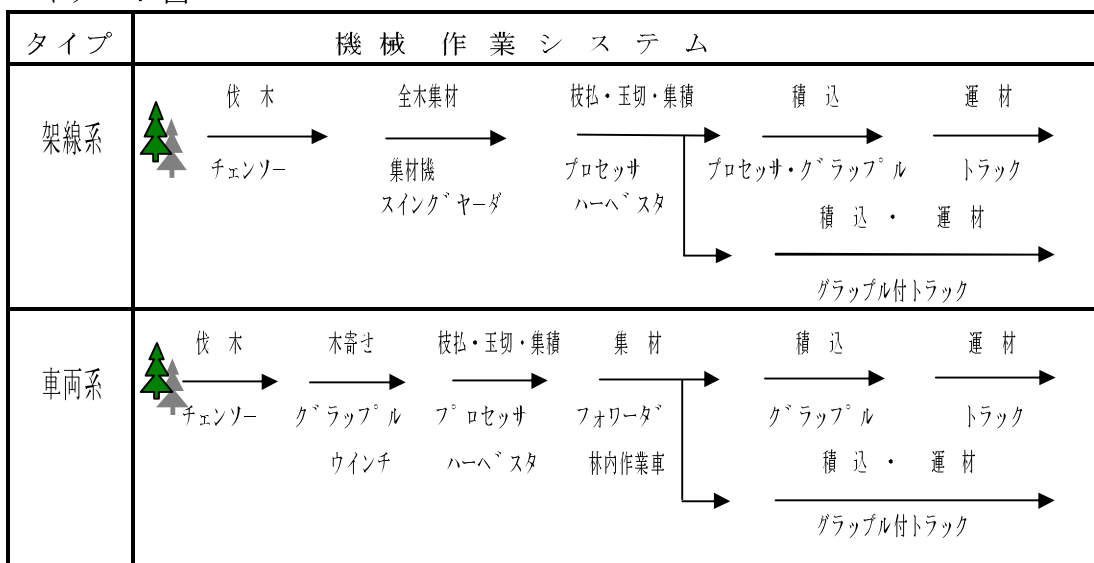
生産性の向上及び労働環境の改善を図るため、地形等の条件に適した高性能機械の導入を図るとともに、機械作業システムの確立とその普及及びオペレーターの養成を推進するものとする。

また、機械の効率的な利用を確保するため、森林施業の共同化による施業規模の拡大及び機械作業に必要な路網等の基盤整備に努めるものとする。

イ 機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域に応じた機械作業システムの定着を図るものとする。

イメージ図



(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

林業事業者による計画的な受託の推進などにより、安定的な木材生産の推進及び共同出材による出材ロットの拡大を図るため、ストックポイントの設置数を拡大する。

イ 木材加工の合理化

品質の確かな住宅部材の供給に対する要求の高まりから、人工乾燥材の生産を拡大するとともに、寸法や強度が証明された JAS 材の供給体制を整備する。

また、需要者の求める品目や量を効率的に生産するために、製材工場の再編や協業化を推進する。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通体制の確立を図るため、住宅事業者との連携による県産材を活用した住宅づくりを推進するとともに、家具や工芸品など多様な県産材の利用を促進する。

(5) その他必要な事項

山村の定住条件の整備の一環として、山村地域での収入機会の拡大に努める。特に、竹林整備により発生する竹材のチップ化による素材用途の拡大など、未利用資源の活用を促進する。

また、早山保全への地域の取り組みを促進すること。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次の表のとおり定めるものとする。

積 : ha

土砂流
土砂流

水源
土砂流
土砂流
保復

川町

495

朝倉農林事務所計

5.671

水
土砂流
土砂流
保復
水
土砂流
土砂流
保復
水
土砂流
土砂流
保復

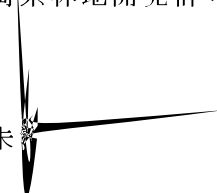
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア その行為が開発許可を要するものについては、「福岡県林地開発許可申請の手引」により行うこととする。

イ 許可制度の適用を受けない地方公共団体及び1ha未



保安施設に関する

保安林の

流域

を踏

保

る森林。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林。

(5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調製等及び標識の設置等を適正に行うものとする。

3 森林の保護等に関する事項

森林の保護及び管理については、間伐等による適切な森林管理、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等により病虫害、鳥獣害、風害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の早期発見及び早期防除に努めることとする。

特に、松くい虫による被害についての的確な防除手段の強化、多様化の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するまつ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

計画区内においては、シカによる食害等が発生している地域があり、こうした地域では防護柵の設置等により被害対策を図るとともに、被害の実態を把握し、その防止に向けた頭数管理などを総合的かつ効果的に推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林所有者等による森林の巡視を通じて、林野火災、風水害、病虫害、獣害、その他の災害及び森林の汚染等の早期発見あるいは開発行為、施設の破損等の発見に努めることとする。

特に、保安林及び森林レクリエーション地域並びに林野火災等の被害が多発するおそれのある地域を、森林の保全のために重点的に巡視する。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

林内歩道、防火線、防火樹帯及び各標識等について、これらの維持に努めることとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の施業と公衆の利用に供する施設の一体的な整備により、森林の保健機能の増進を図るべき森林をいい、市町村森林整備計画の策定に当たっては次の事項を指針として、自然景観等の自然的条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、保健機能森林の区域及びその他保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域は、優れた自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等から見て森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	農林	総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	計	2,400	2,380	20	934	914	20	1,466	1,466	—
	筑後	1,357	1,345	12	589	577	12	768	768	—
	朝倉	1,043	1,035	8	345	337	8	698	698	—
前半5カ年の計画量	計	1,200	1,190	10	467	457	10	733	733	—
	筑後	678	672	6	294	288	6	384	384	—
	朝倉	522	518	4	173	169	4	349	349	—

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	農林	間伐面積
総数	計	23,121
	筑後	12,113
	朝倉	11,008
前半5カ年の計画量	計	11,560
	筑後	6,056
	朝倉	5,504

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	農林	人工造林	天然更新
総数	計	2,769	346
	筑後	1,745	184
	朝倉	1,024	162
前半5カ年の計画量	計	1,384	173
	筑後	872	92
	朝倉	512	81



4 林道の開設・拡張に関する計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及 び箇所 数)	(利用区 域面積)	単位 延長:km 面積:ha		備考
							前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	
開設	朝倉農林事務所	計		9路線	22,720	1,024			
開設	自動車道 森林管理道	久留米市		西泉	5,000	96	○	①	
				森部・地徳	2,280	110		②	
		小計		2路線	7,280	206			
				高木	5,578	290	○	③	
開設	自動車道 森林管理道	朝倉市		江川・水浦	4,700	235	○	④	起点朝倉市
		小計		2路線	2,700	160			終点東峰村(有)
					8,278	436			
開設	自動車道 森林管理道	東峰村							

(注)備考の欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

単位 延長:km 面積:ha

		43路線	225,087
		91路線	149,776
			100
			1,000
			200
			150
			140
			350
			100
			730
		石割岳1号	
		竹山	
		霊岩寺・池の山1号	
		霊岩寺・池の山2号	
森林管理道		椎葉	
		上松尾1号	
		上松尾2号	
		月足支線	
		松木	
		金山	
		楮の谷	
森林基幹道		矢部	1,000
拡張 自動車道(改良)	八女市	山枳殻	1,800
		いぼ岩	900
森林管理道		釈迦岳	100
		御側別当	300
		コズミコ	55
森林基幹道		コズミコ2号	750
		北	200
		木浦	4,713
		吉城	3,800
		向へ	517
森林管理道		仁田坂	592
		尾詰	678
		小室	600
		茅原	779
		日向～中村	670
		白岩	80
森林基幹道		滝の脇	400
		星野	500
森林管理道		鳥の淵	1,657
		売田	680
		ホドノ元～ナルソ	700
		路線	29,815

総延長、

4 林道の開設・拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張	朝倉農林事務所		計	46路線	119,651				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	久留米市	耳納	8,150				
				杉谷1号	2,077				
				倉谷	1,100				
				合原	6,384				
				折掛	1,820				
				浅尾	725				
				明星	1,810				
				小寺	586				
				唐谷	800				
				横山	2,800				
				鷹取山	6,500		○		
				善院	6,498				
			小計	12路線	39,250				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	朝倉市	牟田白石	3,800				
				十石	15,330		○		
				馬見	2,617				
				薄谷	1,100				
				甘水	3,790				
				奥の丸	1,780				
				三郎谷	840				
				汐井谷	1,240				
				池田	740				
				小汐	670				
				中ノ谷	500				
				赤谷・真竹	2,400		○		
				中村白木	1,870		○		
				針目山	580		○		
高木	500		○						
				15路線	37,757				
拡張	自動車道(改良)	森林管理道	うきは市	東櫛ヶ平	770				
				三志毛	329				
				釜滝	1,261				
				岩屋	928				
				日向	1,750				
				吉の本	1,433				
				大野支線	929				
				多々羅	1,446				
				鍋谷	840				
				尾谷	2,844				
			小計	10路線	12,530				

4 林道の開設・拡張に関する計画

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	単位 延長:km 面積:ha		備
							前半5カ年の計画箇所	対図番号	

4 林道の開設・拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	<舗装>		計	52路線	75,311				
拡張	筑後農林事務所		計	29路線	46,788				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	大牟田市	三池山	1,170				
				大塔山付	800				
			小計	2路線	1,970				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	八女市	半沢	1,170				
				釈形	2,500				
				川久保～屋敷向	795				
				鍋山	1,601				
				大長谷	3,900		○		
				親ヶ田	300				
				平石	3,200				
				平花宗	2,100				
				冬野	520				
				日出～縦鶴	2,150				
				中間～高の巣	2,185		○		
				コズミトコ1号	1,280				
				桑取藪	1,853				
				高取	1,834				
		妙事	847						
		中野	307		○				
		北矢部	1,500		○				
		藪	200						
		金山	200						
		樋下	900						
		吉城	5,000						
		木浦	5,213						
		滝の脇	51		○				
		星野	2,000		○				
		売田	300						
		茅原	300						
			小計	26路線	42,206				
拡張	自動車道(舗装)	森林管理道	広川町	三谷	2,612				
			小計	1路線	2,612				

(注)備考の欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

4 林道の開設・拡張に関する計画

単位 延長:km 面積:ha

開設／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区 、
-------	----	----	-------------	-----	-----------	-----------

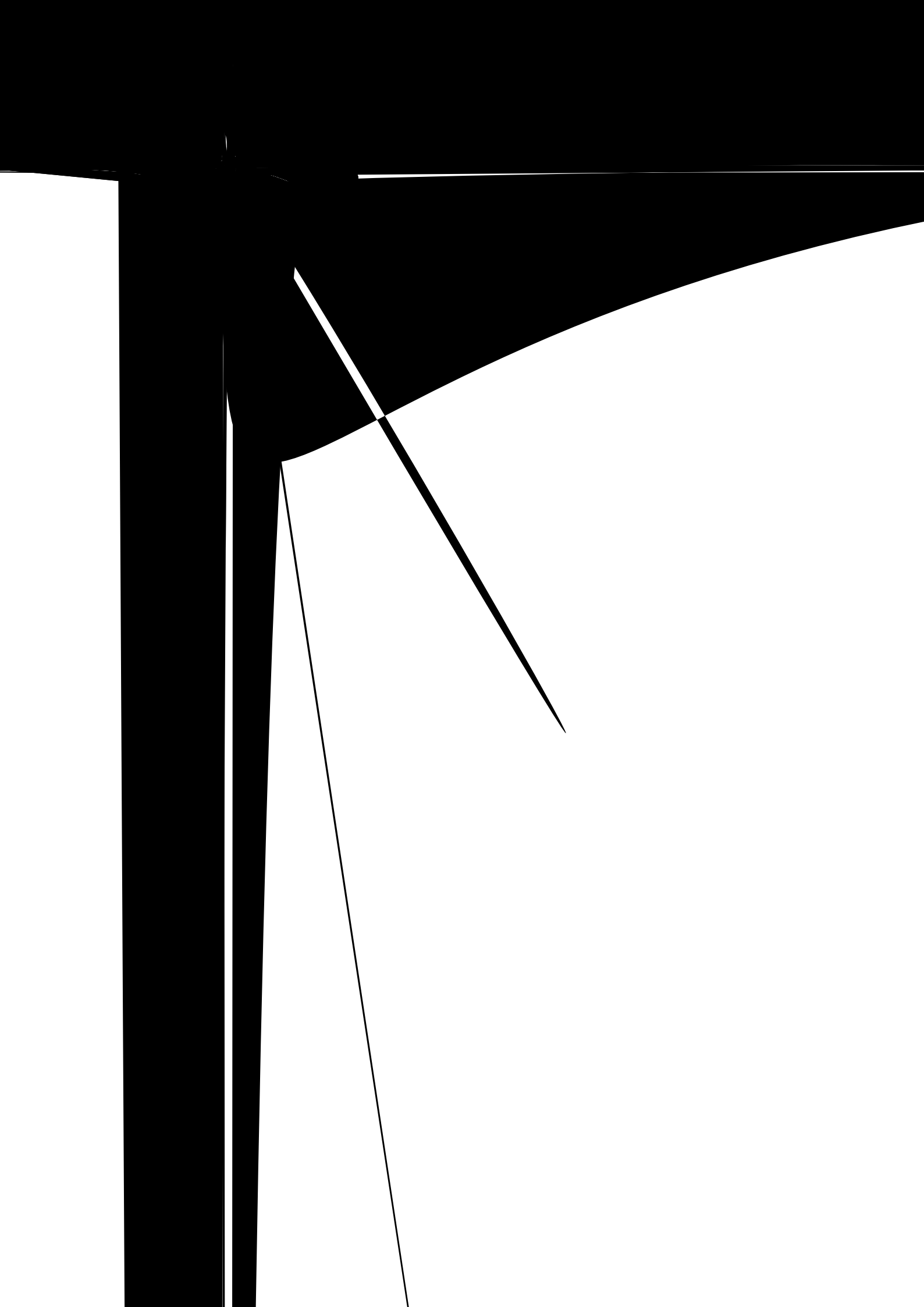
(注)備考の欄の(有)は国有林と関係する路線である。

延長及び箇所数、利用区域の上段は、2つ以上の市町村にまたがる路線の総延長、総面積である。

林道計画総括表

単位：延長m

	農 林 事務所		改 良	舗 装	
	15,400	11,020	1,077	9,943	
	9,740	46,247	41,060	5,187	
(平成26～30)	計	25,140	57,267	42,137	15,130
後期	筑 後	42,600	65,893	29,048	36,845
計	12,980	101,927	78,591	23,336	
(平成31～35)	55,580	167,820	107,639	60,181	
	58,000	76,913	30,125	46,788	
	22,720	148,174	119,651	28,523	
	80,720	225,087	149,776	75,311	



③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

区 分	種 類	指定施業要件の整備区分				
		伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
計 画 区	水源涵養のための保安林	-	-	5,244	5,244	5,244
	災害防備のための保安林	-	-	2,376	2,376	2,376
	保健、風致の保存等のための保安林	-	-	-	-	-
	計	0	0	7,620	7,620	7,620
筑後農林	水源涵養のための保安林	-	-	4,076	4,076	4,076
	災害防備のための保安林	-	-	1,674	1,674	1,674
	保健、風致の保存等のための保安林	-	-	-	-	-
	計	0	0	5,750	5,750	5,750
朝倉農林	水源涵養のための保安林	-	-	1,168	1,168	1,168
	災害防備のための保安林	-	-	702	702	702
	保健、風致の保存等のための保安林	-	-	-	-	-
	計	0	0	1,870	1,870	1,870

注 面積は計画期間中の合計。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在地及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

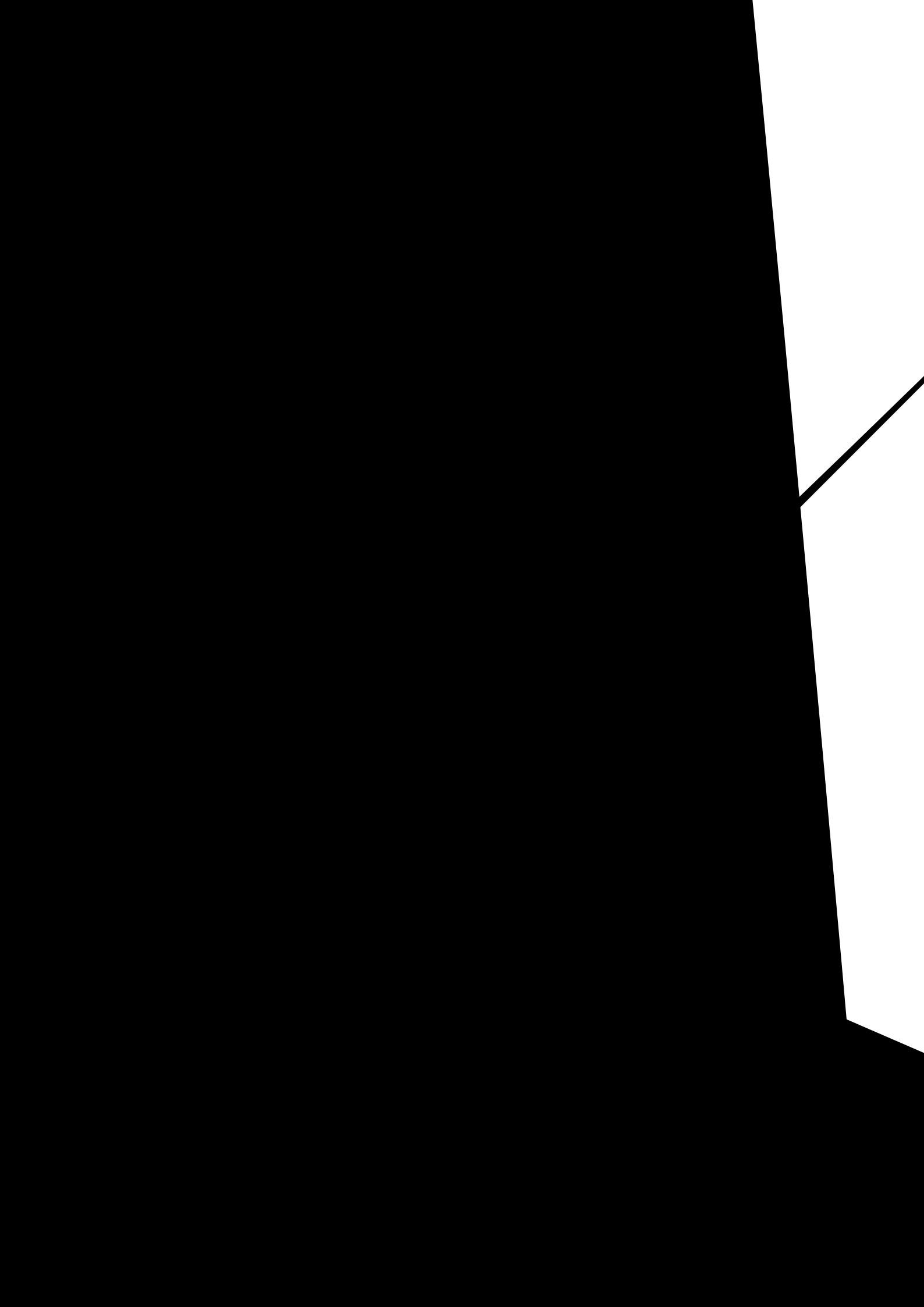
268

138

6, 9, 108, 118, 137, 139, 165, 167,
174, 182, 196, 225~227, 233, 235,
238, 241~243, 245, 246, 249, 250,
254, 260, 262, 263, 266, 272, 301,
336~338, 340, 344, 397, 399~404,
407, 410, 415~420, 422~427, 429,
431~433, 441, 444, 534, 540, 548~
553, 660, 803, 809, 817, 819, 823,
825, 826, 838~841, 844, 847, 865~
867, 875, 887, 931, 935, 936, 939,
941, 944, 945, 949, 959, 961, 974,
980, 982, A01~A07, A10, A11, A17,
A21, A26, A31, A38, A41, A42, A46,
A50, A51, A61, A63, A64, A68, A78,
A81, A82, A84~A87, A91~A98, B03,
B05, B07, B12, B15, B16, B18, B21,
B23, B25~B31, B40, B43, B44, B46,
B57, B61, B62, B68

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期については、次の表のとおり定める。



単位：面積 ha

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等				その他必要な事項	備考	
		番号	所在			面積	伐採					
			位置	林班	小班		種類	面積	方法			時期
	八女市	7	星野村	B42	8-7	0.16	間伐	0.16	III	H22		

位：面積 ha

特定保安林	市町村	要整備森林				実施すべき施業の方法及び時期等				その他必要な事項	備考	
		番号	所在			面積	伐採					
			位置	林班	小班		種類	面積	方法			時期
八女市	7	星野村	B48	51-3	0.08	間伐	0.08	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	51-4	0.10	間伐	0.10	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	53	0.22	間伐	0.22	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	55	0.12	間伐	0.12	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	70-1	0.42	間伐	0.42	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	70-2	0.09	間伐	0.09	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	70-4	0.19	間伐	0.19	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	71	0.90	間伐	0.90	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	74	0.77	間伐	0.77	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	76-1	0.13	間伐	0.13	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	77-1	0.29	間伐	0.29	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	79	0.16	間伐	0.16	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	80-1	0.25	間伐	0.25	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	80-2	0.21	間伐	0.21	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	83	0.12	間伐	0.12	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	84	0.25	間伐	0.25	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-1	0.11	間伐	0.11	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-2	0.09	間伐	0.09	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-3	0.12	間伐	0.12	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-4	0.15	間伐	0.15	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-5	0.14	間伐	0.14	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-6	0.11	間伐	0.11	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	85-7	0.04	間伐	0.04	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	86	0.16	間伐	0.16	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	90	0.43	間伐	0.43	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	91-2	0.50	間伐	0.50	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	93	0.05	間伐	0.05	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	94	0.08	間伐	0.08	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	96-1	0.28	間伐	0.28	Ⅲ	H22.3.31	—		
八女市	7	星野村	B48	100-3	0.16	間伐	0.02	Ⅲ	H22.3.31	—		

第 7 その他必要な事項

- 1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
法令（条例を含む）により、施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表のとおり定める。
- 2 その他必要な事項
なし